

特定医療費支給認定変更申請書・届出書 別紙 【必要添付書類】

	変更事項	添付書類	備考
1	医療機関の変更	特定医療費受給者証のコピー	
2	指定難病の名称 (疾患の追加等)	・追加で申請しようとする疾病の臨床調査個人票（※） ※難病指定医が作成したもの。疾病によっては、追加で必要書類の提出を求めることがあります。	
3	人工呼吸器等装着者としての認定を希望	・特定医療費受給者証のコピー ・難病指定医が作成した臨床調査個人票 ※臨床調査個人票の人工呼吸器等に係る欄の記載が、次の要件をみたす場合に対象になります。 〈人工呼吸器を装着している場合〉 次の①～④の項目全てに該当すること。 ① 人工呼吸器装着の有無・・・「1 あり」に該当 ② 施行状況・・・「3 一日中施行」に該当 ③ 離脱の見込み・・・「2 なし」に該当 ④ 生活状況・・・いずれも「部分介助」又は「全介助」に該当 〈体外式補助人工心臓を装着している場合〉 体外式補助人工心臓の装着の有無・・・「1 あり」に該当	
4	(高額かつ長期) 高額 難病治療継続者としての 認定の希望	・特定医療費受給者証のコピー ・月ごとの指定難病に係る医療費総額が5万円を超える月が6回以上あることを証明する書類(領収書のコピー、自己負担限度額管理票 等) ※自己負担限度額管理票で証明できない場合には医療費申告書も必要です。 ○高額難病治療継続者とは 支給認定を受けた指定難病に係る医療費が、当申請を行う月以前の12月以内に医療費総額が5万円を超える月が6回以上ある者のことです。	
5	生活保護の受給を開始した場合	・特定医療費受給者証のコピー ・住民票 次のいずれかひとつ ・生活保護受給者証のコピー ・生計を一にする全員が記載された生活保護受給証明書のコピー	
6	医療費算定対象世帯員 (患者と同じ医療保険 に加入している者)	・特定医療費受給者証のコピー ・医療費算定対象世帯員が、指定難病の医療費の支給認定又は小児慢性特定疾病の医療費の支給認定を受けることとなった場合、その方の「特定医療費受給者証」又は「小児慢性特定疾病医療受給者証」のコピー	

裏面もご覧下さい

(裏面)

	変更事項		添付書類	備考
7	県内での住所変更		・住民票 ・受給者証	県内の異動のみ 県外の場合は転出届けを提出
8	氏名変更		・住民票 ・受給者証	
9	医療保険変更	国民健康保険（国保組合含む）又は後期高齢者医療制度に変更となる場合	・同意書 ・受給者証 ・医療保険の資格情報が確認できる資料（「資格情報のお知らせ」、「資格確認証」、マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」）のコピー（患者及び患者と同じ国保又は後期高齢に加入している方全員分） ・市町村民税所得額課税額証明書※1（患者及び患者と同じ国保又は後期高齢に加入している方全員分） （・）【該当者のみ】患者さんの遺族年金、障害年金、特別児童扶養手当等その金額がわかる書類※2	※1 市町村民税課税証明書 必要年度は、提出時期により異なります。 4月1日～6月30日：前年度に係る証明書類 7月1日～3月31日：提出する日の属する年度に係る証明書類 ※2 本人の遺族年金、障害年金、特別児童扶養手当等その金額がわかる書類 提出する所得額課税額証明書の課税額の合計が0円の方で遺族年金、障害年金、特別児童扶養手当等受給額を受給されている方は必要になることがあります。 年金振込通知書、年金支払通知書、年金額改訂通知書 などです。 必要年は、提出時期によりことなります。 4月1日～6月30日：前々年1月～12月に係る証明書類 7月1日～3月31日：前年1月～12月に係る証明書類
		被用者保険（健康保険組合、協会けんぽ等）に変更となる場合	・同意書 ・受給者証 ・医療保険の資格情報が確認できる資料（「資格情報のお知らせ」、「資格確認証」、マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」）のコピー（患者さんの分） ・市町村民税課税証明書※1（被保険者の分。ただし、被保険者が非課税の場合は、被保険者及び患者さんの分） （・）【該当者のみ】患者さんの遺族年金、障害年金、特別児童扶養手当等その金額がわかる書類※2	
10	階層区分のみの変更	課税証明書等の提出による変更の場合	・受給者証(コピー) ・市町村民税所得額課税額証明書※1（新規申請・更新申請に提出された方全員分） （・）【該当者のみ】患者さんの遺族年金、障害年金、特別児童扶養手当等その金額がわかる書類※2	年金振込通知書、年金支払通知書、年金額改訂通知書 などです。 必要年は、提出時期によりことなります。 4月1日～6月30日：前々年1月～12月に係る証明書類 7月1日～3月31日：前年1月～12月に係る証明書類
		受診者本人の保険変更を伴わない支給認定基準世帯員の変更による変更の場合	・受給者証(コピー) ・支給認定基準世帯員が変更になることが分かる書類（医療保険が変更になる方の医療保険の資格情報が確認できる資料のコピー（のコピー、住民票上の構成が変わる場合は世帯全員の住民票等） ・市町村民税所得額課税額証明書※1（患者及び患者と同じ国保又は後期高齢に加入している方全員分） （・）【該当者のみ】患者さんの遺族年金、障害年金、特別児童扶養手当等その金額がわかる書類※2	